

学校法人睦学園役員の報酬規則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人睦学園(以下「学園」という。)の役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の支払方法)

第2条 報酬は、直接本人に現金通貨をもって支払う。ただし、本人の承諾のあるとき又はやむを得ない事情のあるときは、各人の銀行預金口座への振込をもって、これに代えることができる。

2 前項の支払いにあたっては、次に掲げるものを報酬額から控除する。

(1) 法令に定められた本人負担の租税公課

(報酬額)

第3条 報酬額は、学園寄附行為第33条により議決された範囲内で、理事会で審議し、これを理事長が決定する。

(支払時期)

第4条 報酬の支払時期は、原則として、理事会の開催されたときとする。

学校法人睦学園役員の報酬に関する申し合わせ

1. 役員の報酬については、「学校法人睦学園役員の報酬規則」に定めるもののほか、平成 21 年 4 月から本申し合わせにより支給するものとする。
2. 役員の内、学外理事については毎月、この他の役員等については、理事会に出席したときそれぞれ支給する。支給方法等はそれぞれ別表のとおりとする。
3. 役員の内、学内理事については職務に応じて別途、教員及び職員俸給表(国・県に準拠)に基づき給与を支給する。

(別表) 役員報酬の支給方法等

適用区分	項 目	
理 事 (学 外)	金 額	50,000 円
	支 払 日	毎月 25 日
	支払方法	銀行振込み
理 事 (学 内)	金 額	30,000 円 (内交通費 5,000 円)
	支 払 日	開催都度
	支払方法	現 金
監 事	金 額	40,000 円 (内交通費 5,000 円)
	支 払 日	開催都度
	支払方法	現 金

- 銀行振込みは、支払日が土・日曜日の場合、原則 翌営業日とする。